

平成 28 年

第 6 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成28年 8 月18日 (木) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第6回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 8月18日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	10

宮古島市告示第130号

平成28年第6回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成28年8月15日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成28年8月18日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- （1）中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書
- （2）中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する抗議決議
- （3）中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する要請決議

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
意見書案 第 1 0 号	中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島 接続水域入域に関する意見書	議 会 運 営 委 員 会	平成28年 8月18日	平成28年 8月18日	原案可決
決議案 第 3 号	中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島 接続水域入域に関する抗議決議	"	"	"	"
決議案 第 4 号	中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島 接続水域入域に関する抗議決議	"	"	"	"

開会日（平成28年8月18日）に応招した議員

棚	原	芳	樹	君	西	里	芳	明	君
垣	花	健	志	〃	高	吉	幸	光	〃
濱	元	雅	浩	〃	富	永	元	順	〃
平	良	敏	夫	〃	新	城	元	吉	〃
下	地	勇	徳	〃	佐久本	洋		介	〃
栗	国	恒	広	〃	下	地		明	〃
仲	間	頼	信	〃	平	良		隆	〃
國	仲	昌	二	〃	眞榮城	徳	彦	彦	〃
上	里		樹	〃	山	里	雅	彦	〃
上	地	廣	敏	〃	池	間		豊	〃
嵩	原		弘	〃	下	地		智	〃
仲	間	則	人	〃	新	里		聰	〃

平成 28 年

第 6 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成28年 8 月18日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成28年第6回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成28年8月18日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 意見書案第10号 中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書 (議会運営委員会提出)
- 〃 第 4 決議案第 3 号 中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する抗議決議 (〃)
- 〃 第 5 決議案第 4 号 中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する要請決議 (〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成28年第6回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成28年8月18日(木) 午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
8月18日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成28年第6回宮古島市議会臨時会会議録

平成28年8月18日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(24名)

(閉会=午前10時33分)

議長(4番)	棚原芳樹君	議員(13番)	高吉幸光君
副議長(19〃)	垣花健志〃	〃(14〃)	富永元順〃
議員(1〃)	濱元雅浩〃	〃(15〃)	新城元吉〃
〃(2〃)	平良敏夫〃	〃(16〃)	欠員
〃(3〃)	下地勇徳〃	〃(17〃)	佐久本洋介〃
〃(5〃)	栗国恒広〃	〃(18〃)	下地明〃
〃(6〃)	仲間頼信〃	〃(20〃)	平良隆〃
〃(7〃)	國仲昌二〃	〃(21〃)	眞榮城徳彦〃
〃(8〃)	上里樹〃		
〃(9〃)	上地廣敏〃	〃(23〃)	山里雅彦〃
〃(10〃)	嵩原弘〃	〃(24〃)	池間豊〃
〃(11〃)	仲間則人〃	〃(25〃)	下地智〃
〃(12〃)	西里芳明〃	〃(26〃)	新里聰〃

◎欠席議員(1名)

議員(22番) 前里光恵君

◎説明員

市長	下地敏彦君	
----	-------	--

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	上地昭人君	議事係 長	仲間清人君
次 長	友利毅彦〃	議 事 係	狩俣篤希〃
次 長 補 佐	富浜靖雄〃		

平成28年第6回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成28年8月18日(木)

8月 3日	国立療養所宮古南静園で開催された「第34回宮古南静園納涼祭り」に出席し、祝辞を述べた。
8月 5日	糸満市で開催された「第162回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。同定期総会では、平成27年度歳入歳出決算認定、平成28年度補正予算(第1号)及び平成28年度上半期会務報告が承認されたほか「沖縄県市町村国保への支援要請等について」の「決議案」が可決され、沖縄県市議会議長会としても今後他団体と共同し、国に要請活動を展開する旨確認がなされた。 また、沖縄県市町村総合事務組合議会議員の選挙が行われ、徳元敏之糸満市議会議長及び屋比久稔名護市議会議長が選任された。 そのほか、九州市議会議長会第3回理事会への提出議案2件と報告2件が可決並びに報告された。
8月 6日～ 8日	6日～7日、東京都世田谷区馬事公苑で開催された「第39回せたがやふるさと区民まつり」に山里雅彦君とともに出席し、交流を深めた。
8月 7日	城辺公民館で開催された「第7回城辺ふれあいまつり」に垣花健志副議長が出席し、テープカットを行った。
8月 8日	平良松原で举行された「松原公民館建築工事地鎮祭」に垣花健志副議長が出席した。
8月15日	議会運営委員会が開催され、諮問した中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書、抗議決議及び要請決議の提案に伴う臨時会の招集を請求することについて及び招集される臨時会の会期について協議がされた。 協議の結果、同件を付議事件として臨時会の招集を請求することを議決し、会期については1日とするのが適当であると決した。なお、招集日については、平成28年8月18日を希望することと決定した。 この議会運営委員会の議決を経て、同日付で下地敏彦市長へ招集日を平成28年8月18日を希望する「宮古島市議会臨時会招集請求について」を送付した。 臨時会の招集の請求を求めた件について、下地敏彦市長から招集日を平成28年8月18日とする平成28年第6回宮古島市議会臨時会を告示した旨の通知があった。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、「宮古島市議会議会改革調査特別委員会委員の構成について」協議がされた。 垣花健志君及び富永元順君より宮古島市議会議会改革調査特別委員会委員の辞任願が提出されたので、委員会条例第14条の規定により、同日付で議長において辞任を許可した。 垣花健志君と富永元順君の辞任に伴い欠員となった「宮古島市議会議会改革調査特別委員会委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、同日付で議長において眞榮城徳彦君及び山里雅彦君を指名した。
	以上

◎議長（棚原芳樹君）

ただいまから平成28年第6回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

8月15日、議会運営委員会が開催され、諮問した中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書、抗議決議及び要請決議の提案に伴う臨時会の招集を請求することについて及び招集される臨時会の会期について協議がされました。

協議の結果、同件を付議事件として臨時会の招集を請求することを議決し、会期については1日とするのが適当であると決しました。なお、招集日については、平成28年8月18日を希望することと決定しました。

この議会運営委員会の議決を経て、同日付で下地敏彦市長へ宮古島市議会臨時会の招集を請求しました。

同15日、臨時会の招集の請求を求めた件について、下地敏彦市長から招集日を平成28年8月18日とする平成28年第6回宮古島市議会臨時会を告示した旨の通知がありました。

同8月15日、議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、宮古島市議会改革調査特別委員会委員の構成について協議がされました。

同8月15日、垣花健志君及び富永元順君より宮古島市議会改革調査特別委員会委員の辞任願が提出されたので、委員会条例第14条の規定により、同日付で議長において辞任を許可いたしました。

同8月15日、垣花健志君と富永元順君の辞任に伴い欠員となった宮古島市議会改革調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、同日付で議長において眞榮城徳彦君及び山里雅彦君を指名しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（棚原芳樹君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において高吉幸光君と上里樹君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日8月18日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日8月18日の1日と決しました。

次に、日程第3、意見書案第10号から日程第5、決議案第4号までの計3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（富永元順君）

意見書案第10号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成28年8月18日、宮古島市議会議長、棚原芳樹殿。議会運営委員会委員長、富永元順。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書

尖閣諸島は、明治28年（1895年）日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入し、歴史的にも日本固有の領土であることは明らかであり、現に我が国はこれを実効支配している。

平成24年（2012年）以降、尖閣諸島の海域に中国公船等による領海侵入や接続水域内への侵入が激増し、繰り返されている。そしてついに、去る6月9日、中国海軍の軍艦1隻とロシア軍艦3隻が、尖閣諸島北東の接続水域を航行した。中国海軍の軍艦が接続水域に入るのは初めてで、これを受けて外務省は駐日中国大使に対し、重大な懸念を表明するとともに即日抗議したが、8月6日には中国公船と漁船約230隻が尖閣諸島接続水域に入域し、領海侵入を繰り返す等、国際法を無視する行為は、沖縄県民に強い衝撃を与え、漁業者へ大きな不安と恐怖をもたらしている。

これは明らかに東シナ海の安全保障上の均衡を、武力を背景に現状変更を迫る行為であり、尖閣諸島強奪に向けた動きとも捉えられる。

これまでも本市及び本市議会は住民の安心と漁業者が安心して操業できるよう政府に求めてきたが、中国の度重なる挑発行為は住民の不安と怒りを途方もなく増幅させるばかりである。中国政府は、尖閣諸島接続水域入域について「正当な行為」として今後も中国公船のみならず軍艦による挑発行為をエスカレートさせる可能性を示唆している。

よって、政府におかれましては、中国海軍の軍艦及び中国公船等による挑発的行動には毅然とした態度で臨み、尖閣諸島周辺の警戒監視体制の更なる充実、さらには尖閣諸島周辺海域で操業する漁業者の安全確保への必要な措置を早急に講ずるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年（2016年）8月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、海上保安庁長官、水産庁長官。

次に、決議案第3号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成28年8月18日、宮古島市議会議長、棚原芳樹殿、議会運営委員会委員長、富永元順。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する抗議決議

尖閣諸島は、明治28年（1895年）日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入し、歴史的にも日本固有の領土であることは明らかであり、現に我が国はこれを実効支配している。

平成24年（2012年）以降、尖閣諸島の海域に中国公船等による領海侵入や接続水域内への侵入が激増し、繰り返されている。そしてついに、去る6月9日、中国海軍の軍艦1隻が、尖閣諸島北東の接続水域を航行した。中国海軍の軍艦が接続水域に入るのは初めてで、これを受けて外務省は駐日中国大使に対し、重大な懸念を表明するとともに即日抗議したが、8月6日には中国公船と漁船約230隻が尖閣諸島接続水域に入域し、領海侵入を繰り返す等、国際法を無視する行為は、沖縄県民に強い衝撃を与え、漁業者へ大きな不安と恐怖をもたらしている。

これは明らかに東シナ海の安全保障上の均衡を、武力を背景に現状変更を迫る行為であり、尖閣諸島強奪に向けた動きとも捉えられる。

よって、当市議会は、市民の生命財産を守り、安心安全を取り戻すべく中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に強く抗議する。

以上、決議する。

平成28年（2016年）8月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、中華人民共和国国家主席、中華人民共和国駐日本国特命全権大使。

次に、決議案第4号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する要請決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成28年8月18日、宮古島市議会議長、棚原芳樹殿、議会運営委員会委員長、富永元順。本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する要請決議

日本政府は、尖閣諸島を法的根拠に基づき、明治28年1月14日に我が国の領土として編入することを閣議決定した。以来、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは紛れもない事実である。

去る6月9日、中国海軍の軍艦1隻とロシア軍艦3隻が、尖閣諸島北東の接続水域を航行した。中国海軍の軍艦が接続水域に入るのは初めてで、これを受けて外務省は駐日中国大使に対し、重大な懸念を表明するとともに即日抗議したが、8月6日には中国公船と漁船約230隻が尖閣諸島接続水域に入域し、領海侵入を繰り返す等、国際法を無視する行為は、沖縄県民に強い衝撃を与え、漁業者へ大きな不安と恐怖をもたらしている。

尖閣諸島は沖縄県の行政区であり、県民の生命、財産を守ることは知事及び議会の最大の責務である。

よって、沖縄県及び沖縄県議会においては、政府に対し、このような中国政府の行動に毅然たる態度で、我が国の領土、領海を守る取り組みの強化を働きかけていただくよう強く要請する。

以上、決議する。

平成28年（2016年）8月18日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

◎議長（棚原芳樹君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎仲間頼信君

意見書案第10号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書で、「尖閣諸島は、明治28年（1895年）日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入」とあります。これ明治28年以前とも言われてはいるんだけど、そういったのは何年とか入れなくていいんじゃないかなと思った。これどんなものかな。この1895年というのは、これ確かなんですか、富永元順委員長。この明治28年というのは、確たる何かがあるんですか。これは、いろんなところでその以前から支配していたとも言われているわけです。だから、この明治28年と我々がうたうことは、これはいかなげなもんかなと私は思うんですけど、それについてどこで、どういった資料があって、その明治28年というふうにはこれは提案されたのか説明願いたいと思います。

◎議会運営委員会委員長（富永元順君）

この明治28年という記述に関して、これが何によって証明されるかということについての議論はございませんでした。よって、このとおりこの文案を決定いたしました。

（「以前から支配していたと言われているので、それは削除してその年代というのをやったほうが良いと思うよ。我々この議会でこれを決めた場合に、これがひとり歩きになったらどうするんですか」の声あり）

◎議会運営委員会委員長（富永元順君）

先ほども申し上げましたように、この尖閣諸島が国際法上で日本政府の領土であるということが認められたということに関しての質疑はございませんでした。よろしく願いいたします。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前10時16分）

再開します。

（再開＝午前10時29分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、意見書案第10号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は可決されました。

次に、日程第4、決議案第3号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する抗議決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第3号は可決されました。

次に、日程第5、決議案第4号、中国海軍の軍艦及び中国公船等による尖閣諸島接続水域入域に関する要請決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第4号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成28年第6回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午前10時33分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成28年8月18日

宮古島市議会

議長 棚原芳樹

議員 高吉幸光

〃 上里樹